

海外留学誓約書

高知大学長 殿

私は、高知大学（以下「本学」という）が実施する「交換留学プログラム」（以下「本プログラム」という）」に参加するにあたり、以下の事項を理解し、遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、交換留学生の資格を取り消され、交換留学が中止もしくは中断となっても異議を申し立てません。

記

1. 本プログラムへの出願に当たっては、希望する派遣先大学の所在国・地域における外務省感染症危険情報レベル及びその詳細を外務省海外安全ホームページで必ず確認し、新型コロナウイルス感染等のリスクや現地の状況を十分に把握すること。
2. 海外渡航には危険が伴うこと及び新型コロナウイルス感染症への罹患等の健康リスクがあることを理解した上で、学生及び保証人が共に渡航を強く希望する場合のみ出願すること。また、留学期間中は自らの自覚と責任において、安全と健康に十分な注意を払うこと。
3. 本プログラムの参加条件および実施内容に同意し、留学先において学業に精励すること。本学正課の授業科目においては、所定の単位を修得すること。また、本プログラムに付随するオリエンテーションや事前・事後研修、報告会等に必ず出席し、所定の報告書を期日までに提出すること。
4. 留学先の国の各種法令・社会規範及び受入機関の規則および指導を遵守し、本学の学生として責任ある行動を取ること。特に、飲酒年齢は厳守し、滞在国の法律で認められている場合であっても20歳未満であれば飲酒・喫煙は行わないこと。禁止薬物は決して入手、使用しないこと。
5. 派遣留学に必要な諸手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及び査証（ビザ）の取得、新型コロナウイルス感染症陰性証明書の取得、新型コロナワクチンの接種、新型コロナワクチン接種証明書の取得、航空券の手配、留学費用の支払い、住居の手配等）については事前に十分確認し、自らの責任において遅滞なく行うこと。
6. 留学の妨げとなる健康上の問題は渡航以前に解決し、心身ともに長期の留学に耐えうるよう自身の健康管理に努めること。また、既往症などがある場合には、渡航の可否や留学中の過ごし方等について必ず事前に医師に相談し、診断と判断に従うこと。その他、出発時に新型コロナウイルス等の感染症に罹患している又は罹患が疑われる場合は、渡航が認められない場合があることを了承すること。また、渡航が認められない場合に発生するキャンセル料等について、必要な費用を負担すること。
7. 派遣先大学が所在する国（地域）の治安悪化、感染症拡大等の状況によっては、学生の安全確保のため本学又は派遣先大学が留学若しくは派遣の中止・延期を決定し、又は帰国要請若しくは帰国命令等（オンラインといった授業形態の変更等を含む。）を出すことがあることを理解すること。また、その帰国費用等を負担すること。
8. 渡航先国・地域の政府等が、緊急事態宣言等を発出し、交換留学生の日常生活に支障をきたす事態となった場合、渡航先国・地域において新型コロナウイルスを起因とする外出制限や移動制限、その他制限により正常な交換留学の実施若しくは交換留学生の日常生活に支障をきたすおそれがある場合、渡航先国・地域と日本国の航空定期便の停止若しくは停止が予想される場合等において、留学若しくは派遣の中止・延期を決定し、又は帰国要請若しくは帰国命令等（オンラインといった授業形態の変更等を含む。）を出すことがあることを理解すること。また、その帰国費用等を負担すること。
9. 日本国、渡航先国・地域（トランジットでの経由国・地域を含む）、派遣先大学がワクチン接種を渡航者に必須条件として求める場合、定められた期日までに指定されたワクチンを所定の回数接種すること。
10. 日本国、渡航先国・地域（トランジットでの経由国・地域を含む）、派遣先大学が新型コロナワクチン接種を渡航者に必須条件として求める場合、ワクチン接種証明書を提出すること。
11. 日本国、渡航先国、本学及び派遣先大学等における新型コロナウイルス感染症防疫に関する法律、規則等に従うこと。
12. 新型コロナウイルス感染症罹患が疑われる体調不良が生じた場合、又は罹患した場合等に、本学担当者に速やかに報告すること。
13. 新型コロナウイルス感染症に対する危機管理として、以下のことを具体的に把握した上で、必要な行動を主体的に取ること。
 - ① 渡航先国・地域に発出されている外務省の感染症危険情報、感染症広域情報、感染症スポット情報、危険情報、広域情報及びスポット情報等

- ② 派遣先大学までの交通手段及びその運行状況（渡航先国・地域への定期航空便の運航状況を含む）
 - ③ 渡航先国・地域までの経由国・地域での経由時における水際措置及び経由時に取るべき行動
 - ④ 渡航先国・地域における最新の感染状況
 - ⑤ 渡航先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動
 - ⑥ 渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスク着用等）
 - ⑦ 渡航先国・地域における新型コロナウイルスを起因とする緊急事態宣言等の発出及び外出制限，移動制限，その他の制限等の有無，内容及び交換留学生の日常生活及び留学への影響
 - ⑧ 渡航先国・地域で感染の疑いが生じた場合，濃厚接触者として指定された場合，感染した場合に取るべき行動及び相談先
 - ⑨ 渡航先国・地域における医療提供体制
 - ⑩ 派遣先大学（学寮を含む）における防疫措置及び学生が取るべき行動
 - ⑪ 渡航先国・地域における（再）流行に備え，準備すべき事項
 - ⑫ 渡航先国・地域において（再）流行した際に取るべき行動
 - ⑬ 帰国時の日本入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動
14. 留学先の国や地域において，戦争，テロ，政変，治安の悪化，災害，伝染性疾患の流行など予期せぬ事態が発生した場合，本学や留学先の大学，日本国または当該国の関係機関からの渡航延期あるいは早期帰国の指示に速やかに従うこと。その他，やむを得ない事情で途中帰国しなければならなくなった場合，事前に本学担当者まで連絡し，承諾を得ること。
 15. 渡航期間中の災害，暴動，テロ，事故，病気，犯罪などによる死亡，傷害，疾病に対して，本学には一切責任を問わないこと。また自らの行動に起因する対物・対人の賠償については，全ての責任を負うこと。
 16. いかなる場合も車両（自転車を除く）の運転を行わないこと。また，他人が運転する自動二輪車には同乗しないこと。
 17. 出発前に，本学が指定する海外旅行傷害保険に加入します。
 18. 渡航期間中に起こった事故，病気などは必ず本学の担当者まで速やかに連絡すること。
 19. 本学の安全管理，危機管理，事故対応を目的として，私（学生）の事故，疾病等についての全ての情報（個人情報を含む）に関して，本学が保険会社及びその関係会社との間で授受することに同意すること。また，本学が契約する会社（その関係会社を含む）ならびに外務省等の公的機関による各種情報提供サービス等を利用するため，私（学生）の個人情報がその情報サービス等に登録されることに同意すること。
 20. 本プログラムに関して撮影した写真の印刷物等への掲載や，体験談の執筆・発表等について要請を受けた場合には積極的に協力すること。

(本人) 署名日： 年 月 日

学生氏名（自署）： 学籍番号：

所属学部・専攻： 学年：

(保証人) 本誓約書の内容に同意し，上記学生が本プログラムに参加することを承認します。

署名日： 年 月 日

保証人住所：

保証人氏名（自署）： 本人との続柄：

電話番号：（自宅） （携帯）

メールアドレス：
